

第三十七回 参議院大蔵委員会會議録第五号

昭和三十五年十二月二十一日(水曜日)
午後一時二十四分開会

委員の異動

本日委員村松久義君、小山邦太郎君、田中茂穂君及び中尾辰義君辞任につき、その補欠として堀見俊二君、前田佳都男君、佐野廣君及び原島宏治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 杉山 昌作君
理事 上林 忠次君
山本 米治君
大矢 正君
天田 勝正君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
大谷 實雄君
岡崎 真一君
梶原 茂嘉君
堀見 俊二君
西川 甚五郎君
林屋 龜次郎君
堀 末治君
前田 佳都男君
木村 裕八郎君
野溝 勝君
平林 剛君
須藤 五郎君
國務大臣 大蔵大臣 水田三喜男君
政府委員 大蔵政務次官 田中 茂穂君

大蔵省主計局長 佐藤 一郎君
大蔵省主計局次長 上林 英男君
大蔵省主計局法規課長 村山 達雄君
大蔵省理財局長 西原 直康君
大蔵省銀行局長 石野 信一君
大蔵省為替局長 賀屋 正雄君
事務局側 常任委員 木村常次郎君
会専門員 会専門員 家治 清一君

説明員

食糧庁経理部長 家治 清一君

本日の會議に付した案件

○昭和三十五年産米穀についての所得税の臨時特例に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○國際開發協會への加盟に伴う措置に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本開發銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○産業投資特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(杉山昌作君) ただいまから委員會を開きます。

委員の異動について御報告をいたします。本日付をもって中尾君、田中君が辞任され、その補欠として原島君、佐野君が委員に選任せられました。

○委員長(杉山昌作君) 昭和三十五年産米穀についての所得税の臨時特例に關する法律案を議題といたします。御質疑のある方は御発言を願います。

○野溝勝君 きょうは政府当局側は、出席の方ですね、どういふ方ですか。

○委員長(杉山昌作君) 田中大蔵政務次官、村山主計局長、堀崎税制第一課長、上林主計局法規課長、それから食糧庁の家治経理部長の方々です。

○野溝勝君 お伺いいたしますが、ただいま議題になりました所得税臨時特例に關する件でありますが、毎回の年度議會に出るのですが、この特例は、言うまでもなく、米穀政策の一環として出されているわけですが、大体、事前完済し申込制度を円滑にするためというところになっておるのでございまして、實際問題におきましては、農家の米の価格政策ということがどうして納得ができないので、問題になっておるわけですね。そういう価格政策が、絶えず、民主団体でございまして全日本農民組合が耕作農民あるいは米作農民などを代表いたしまして強く要請をし、さらに農協におきまして、この価格政策におきまして要請をしておるわけなんです。この点が未決であるというところ。それから、いま一つは、農家のいわば供出制度が、ややともするところ、任意制といましましうか、自由販売といふような動きがありますので、そういう点に対して絶えず農民が不安に思っておるわけなんです。このことは、私が申さんでも、すでに御承知なんです。ところが、大蔵省では、米の出回って豊年だといふのに、いつまでも臨時特例の制度でいくというところはどうかというところが、いつとも問題になっておるということを聞いております。しかし、現われた現象だけつかんでの見解だとすれば、むしろ、根本的な問題である米備政策に対する、労働者の最低賃金の要求と同じように、農民の生産費と所得の補償をするような労働賃金の点に対して根本的に検討し合つたことがあるかどうか。たびたび、これは問題になるのをごさいます。これは問題になるのをごさいます。そういう点が解決されないで、いつもこういう問題に対して不安を与えるような印象を起してもいかぬのでございまして、この間の事情を、特に事務当局からこの際お伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(村山達雄君) お話のように、米価をいかにきめるべきかというように価格形成の問題は、これは実はわれわれの方では、一応は見てはおりますが、特に研究をしておるといふほどのものではございせん。と申しまします。御承知のように、所得税でございまして、所得税の方は所得の高に依りまして、それぞれ累進税率で、低ければ低いなり税がかかる、かような建前でございまして、この予納減税の問題につきましては、これは昭和三十年に創設されたわけでございます。

○野溝勝君 ただいまの予納減税の問題につきましては、これは昭和三十年に創設されたわけでございます。

○野溝勝君 ただいまの予納減税の問題につきましては、これは昭和三十年に創設されたわけでございます。

○野溝勝君 ただいまの予納減税の問題につきましては、これは昭和三十年に創設されたわけでございます。

○野溝勝君 ただいまの予納減税の問題につきましては、これは昭和三十年に創設されたわけでございます。

○野溝勝君 ただいまの予納減税の問題につきましては、これは昭和三十年に創設されたわけでございます。

○野溝勝君 ただいまの予納減税の問題につきましては、これは昭和三十年に創設されたわけでございます。

○野溝勝君 ただいまの予納減税の問題につきましては、これは昭和三十年に創設されたわけでございます。

○野溝勝君 ただいまの予納減税の問題につきましては、これは昭和三十年に創設されたわけでございます。

○野溝勝君 ただいまの予納減税の問題につきましては、これは昭和三十年に創設されたわけでございます。

すが、その間のいきさつは、当時米の集荷が非常に困難でございまして、税の面でもほかの所得と違つて、政策的に石当たり平均千四百円、それは供出の時期別に金額は違ひますが、平均千四百円を総収入に算入しないという制度をとる必要があるといふので、一つの特別措置的な考へ方といたしまして、毎年々々の産米の状況を見まして続けて参つたのでございまして。しかるところ、最近のその後における税制の改正は、主として納税人員の多い、あるいは家族の多い農業方面に軽減が行なわれておるわけにございまして、この制度の今後の問題についてはいろいろ検討の余地があると思ひるのでございまして、今回出しました法案は、三十五年産米に關する特例法案でございまして、これは御案内のように、本年の五月にすでに例年のごとく減税が行なわれると、こういうことを前提にいたしまして、米価の決定ができております。三十五年産米につきましては、現在もお集荷中でございまして、さういふ意味におきまして、三十五年産米に關する限り、従前通りの減税の措置を行なわないと円滑な集荷は行なわれない、かようなことになりましたので、時期でいいますと少しおくれれておりますけれども、この國會がわれわれが提出し得る最も早い時期でございまして、提出いたしました御審議をわづらわしたと、かようなことでございます。

○野溝勝君 ただいまの予納減税の問題につきましては、これは昭和三十年に創設されたわけでございます。

○野溝勝君 ただいまの予納減税の問題につきましては、これは昭和三十年に創設されたわけでございます。

○野溝勝君 ただいまの予納減税の問題につきましては、これは昭和三十年に創設されたわけでございます。

○野溝勝君 ただいまの予納減税の問題につきましては、これは昭和三十年に創設されたわけでございます。

○野溝勝君 ただいまの予納減税の問題につきましては、これは昭和三十年に創設されたわけでございます。

○野溝勝君 ただいまの予納減税の問題につきましては、これは昭和三十年に創設されたわけでございます。

○野溝勝君 ただいまの予納減税の問題につきましては、これは昭和三十年に創設されたわけでございます。

○野溝勝君 ただいまの予納減税の問題につきましては、これは昭和三十年に創設されたわけでございます。

は、主税局長、わかつておるんです。ただ、私の聞くのは、あなたは三十五年産米穀について出したというんです。が、いつでもこの予約減税の問題のときは臨時特例の適用ですからね、いつでも国会の承認を得なければならぬわけです。臨時特例を出すときの趣旨は、供出制度を円滑にしていきたい、事前割当を円滑にしたいという点が目標だったんです。それは従来も食糧政策上やってきたわけなんです。ところが、最近豊年だということで、あまり事前割当にも心配はないし、供出にもあまり心配なくなってきたというようなことで、目下税制調査会ではこれはやめたらどうかという答申が出ておるわけなんです、実際。

そういう問題は、この部分だけから見ると、そういう意見も出るが、何がゆゑに特例を出さなければならぬのか、その底にある経緯ですね。それに對して深い検討がなされていい。この臨時特例は農民に對し希望を持たした一つの政策であつたんです。だから、農民は一生懸命で、価格の了承できない中にも、この特例があつたからこそ生産に努力をしてきたんです。その点はわかつてくれると思う。ところが、最近税制調査会がまたどうこういう問題を投げかけて、これをやめようやめようという気持ちなんだ。だから、そういう点に對して、農林省におきましては、その事情を大蔵当局とも折衝してきておるわけなんです。でありますから、税制調査会が今後そういう答申をするにあつても、大蔵当局としてはその経緯にかんがみて、これを判断をするときに、特に価格政策の点において不均衡な点もあり、割り切

れぬ点もあり、解決をしないのであるから、というよりなことをよく理解するよう努めておるかどうかということなんです。

○政府委員(村山達雄君) ただいま先生もおっしゃいましたように、この制度は三十年に創設されましたが、当時はこの予約減税の適用を受ける農家は約七十万戸あつたわけでございます。それから、米作農家が全体で五百万、それからその当時の売り渡し農家がこれが三百二十万くらいになつております。従いまして、米作農家に對しましては、一四〇程度くらいのところであつたわけでございます。しかるところ、その後相次ぐ減税が所得税の面において行なわれまして、すでにこれは昭和二十五年からでございますが、今日までそのときどきの減税総額を足しますと、所得税だけで約六千数百億に及んでおるわけでございます。そのうちのおもな減税の部分は、その約三分の二は基礎控除でございます。か、扶養控除、こゝろに控除に充てられておる。三分の一の約二千億が税率に充てられておるわけでございます。で、御承知のように、農家の所得は、普通の所得に比しまして、平均が非常に低い。特に扶養控除の拡大が一番大きな項目になつておりますので、その後農家の方では非常に課税される者が少なくなりました。これは三十五年の予算でございますが、三十五年の予算では課税農家四十万。三十年が八十七万八千に對しまして、四十万三千。そのうち予約減税の適用の農家は三十三万八千、さういふことになつております。従いまして、全体に對する比率は七%弱になつておると、かような状況になつておるわけでございます。

で、この予約減税の問題、価格の問題は、全農家に影響のある問題でございます。で、この予約減税の適用を受けるかどうかという問題は、今課税になります三十三万という農家にだけ関係がある問題でございます。さういふところからいたしまして、それから最近における集荷状況その他から見まして、当時とられた特別措置の政策的意義といふものは、相当縮小して考へていいんじゃないか。

特に、来年われわれ考へておりますのは、税制調査会の答申にもありますように、今度は白色の事業者に對しまして七万円の一律専従者控除を設けようとしておるわけでございます。で、現在でも青色申告につきましては八万円を限度とする一種の専従者控除のようなものがあるわけでありますが、農家の方は記帳その他の手数料が非常に困難であるといふことのために、實際上農家には青色申告の適用を受ける者が少ない。この辺が非常に税制調査会でできない農家に對しても、法人との課税のバランスといふものを考へて、来年度からは七万円の一律の専従者控除を設けてはどうかと、こゝろに提案されておるわけでございます。もしこれを實施いたしますと、さらに農家の負担といふものが非常に軽減されまして、課税人員はたゞいま申しましたちやうど四十万に相当するものでございまして、こゝろの予算ベースの四十万三千に相当するものが二十二万五千人に下るだらう、かように見積もられております。税額におきましては

十二億五千万円程度に減少するのではないかと。従つて、米を作つております予約減税の適用を受ける農家はさらにこれよりも下回つてくる、こゝろに計算になりますので、で、もしこの特例を依然として、それにもかかわらず、白色についても専従者控除を認めつつこの特例を存続するとなれば、農家の課税人員といふのは十五万六千人、税額が六億程度に減少してしまふ、こゝろのことでございます。何も、われわれ、農家の課税人員の多いことを望み、また税額の多いことを望んでおるわけではございません。ただ、事業所得者との全体の課税のバランスといふものから見て、しかもこの適用を受ける、この米穀の特例措置の適用を受ける農家といふのは全体のごく一部になつてしまふ、さういふことを考へますし、それから同時に、現在のいろいろな特別措置もございまして、そのときどきの政策効果といふものを考へつつ、漸次に改変していくといふことは措置の性質上妥当ではないかと、かような点を考へまして、おそらく答申が出ておると思つてございまして、まあ、さういふ意味で、われわれもこの答申の趣旨を十分尊重して、来年度以降の税制改正につきましては関係方面といふところと御相談の上に処置をして参りたいと、現在のところさういふ心組みでおる次第でございます。

○野澤勝君 村山主税局長、あなたは農業基本法の裏付みたいな説明をされておるが、どの主税局長としても従来から一環した御意見だ。私の聞かんとするところは、一面から見たあなた方の御意見に對して、もっと米作農家の経済事情を汲んで、予約減税をするま

でに至つた政府の施策なり方針というものにこたえて農民が努力してやつてきたわけなんです。それが価格政策の点についてどうしても納得できないという点から、農民の不満を補うために特例などが設けられて、農民がまあ少しのなぐさめになつてやつてきたわけなんです。

だから、私は、ただ単に農産物のうち米作が合うということとは、ほかのものが一そう合わないということなんですよ。米作が合うからということ、それならどのくらい賃金評価をされておるかといふこと、すでに米価審議会においても御存じのことと思つております。その矛盾と不均衡が耕作農民の代表組織である日本農民組合の要求といふもの、あるいは農協あたりでも要求を出しておるんです。農協の要求すらもまだ入つておらぬやうなわけなんです。われわれは一万二千四百円、統一米価におきましては一万一千四百円。それが達成されてはいい。そこに大きな一つの怒りといひましようか、不満があるのですから、それらを解決されないで、ただ割当事情のみの特例の点からばかり見て税制調査会の意見を尊重するといふことは、これは大きな誤りではないか。

あなた方大蔵当局から見ると見解としては、現象上の意見も私は成り立つと思つておる。けれども、今、言うた生い立ちの点、生活事情から見た経過の点ですね、こゝろの点について農林当局と意見折衝したことがあると思つたのです。この際、私は農林当局にそれに対する意見を聞いておきたいと思つた。

あなた方大蔵当局から見ると見解としては、現象上の意見も私は成り立つと思つておる。けれども、今、言うた生い立ちの点、生活事情から見た経過の点ですね、こゝろの点について農林当局と意見折衝したことがあると思つたのです。この際、私は農林当局にそれに対する意見を聞いておきたいと思つた。

○説明員(家治清一君) お答え申し上げ

ます。実は私をいう直接なあれに当たっておりませんので、若干何といいますが、的確を欠くお答えになるかと思ひますが、税制調査会の答申も十分承知しておりますし、それに基きましてといひますが、それに對しまして、まあ農林省としては事前制当制度そのものはまだまだ続けていかなければならぬこととございまして、そういう点でいろいろまあ御相談申し上げてゐるわけでございまして、まあまあ、かりにそういう臨時特例があるいはなくなるといふ場合におきまして、事前制当売り渡しの農家がそのために従来の税負担がふえるということであつては、工合が悪いと思ひます。そういう点で、なおいろいろ御相談申し上げたいと思つてゐます。

○野澤勝君 まあ、農林当局は農民、

農業の主管庁としての考え方が弱い。いつも大蔵当局の一方的主張に押されるのですが、もう少し検討していくとかいうようなことでなくて、食糧不足のときに農民がどのくらい努力してきたかといふことを、よく強く大蔵当局に再認識をさせるように努力しなければ足らないと思ひます。たとえば食糧不足のときに農民が生産に努力したといふことは、農民としては作付転換がそう簡単にできるのじゃないのですね。これは村山君よく聞いておいてもらいたい。諸君大蔵当局は産業資本確立の数字のマジックをやつておる。だから、池田内閣は、口車といつて、数字のマジックで、口先でござかしがうまいという評判だ。だから、それに見習つちやいかぬ。特に事務当局は冷静でなくちやいかぬ。特に作付反別のと

きには、その転換ができるものじゃないから、一方においては食糧増産で国の要請にこたえていきたいといふので、真剣になる。一方におきましては経済的にみずからの地位を高めようといふわけで、あらゆる努力を払つてきたわけですね。その努力に對する温情を持つた政策といふものを忘れちやいかぬと思ひます。この点は、農民にも私は反省しなければならぬ点もありまして、反省して、十分自重していかなければならぬ。しかし、行政をやつていく皆さんが、その当時のことを忘れてしまつて、今は豊年だから、外国からも安い食糧が来るからといふようなことで考へておるとするならば、これはおそれるべき事態が来ないとは予言できない。そういうようなことで、今後大きな天災異変といふことが起こらぬとも限らぬ。そのときにあわを食つて、じたばたやつてみたところで、なかなかその食糧の解決ができるものじゃないと思ひます。特に戦争前ですら、貯蔵米、備蓄といふものはあつたわけですね。いつでも四、五百万石といふものはあつたのです。備蓄米といふものは、幾ら食生活が変わつてきても、この点は特に当局の諸君において十分検討しておいてもらいたいと思ひます。

そういう点において、先ほど村山主税局長はどうもこの点の経過というものを、村山局長ばかりでなく、大蔵当局の方々は深く考へておらないといふので、今のお答への中にも、調査会の意見を尊重してと。国会の意見を尊重する方が大事なのか、調査会の意見を大事にするのか、どちらか。そんなことなら、国会の意見も聞くのをやめてしまつた方がいい。その点、うっかりへたに発言すると問題になる。だから、あなたの言うのは、もちろん国会を最高機関として尊重する、次に調査会の意見を尊重するといふように私は考へておるんだが、その点はつきりしておかなければいけない。どうですか。

○政府委員(村山達雄君) 御指摘の

点、全くその通りでございまして、われわれ考へておりますのは、それぞれ納税者の実態に應じまして、考へるべき点は考へるということとございまして、農業所得と他の所得のバランスの問題、それから農業所得相互間のバランスの問題、税制におきましても実態に沿つた、実情に合うような軽減措置をあくまでとるべきであるといふふうにお考へておるわけでござい

ます。そういう観点からいたしまして、来年度白色専従者の制度を設けよう。この制度を設けますと、これは全農家に及ぶわけでございまして。米作農家のみならず、野菜でも、すべてに及ぶわけでございまして。しかも、それはそれなりに税制的に理由のあることである。われわれは考へておるわけですね。これによるおそれ軽減割合といふものは、農家の場合には相当のものになるだろう。平均おそれく四割から五割程度の減税になるのではありますまいか。

そういう工合に考へておるのであります。この予約減税というものは、農家のうちでもごく一部の、そう申しては何でございまして、従来のいきさつからいいますと、米が非常に集まりにくいという状況、こういうもので設けられたことには違ひございせんので

すが、現在適用を受ける農家といひますと、ごく一部の農家になつてしまふという問題でございまして。しかも、各種の所得のバランスからいひまして、結果からいひまして、また税制上の理由からいひまして、その減税の効果からいひまして、非常に小さいものになりつづめるのではないかと。それで、あるとすれば、新しい合理的な措置を講ずることによりまして、負担をふやそうと言つてゐるわけではありませ

んが、そういう措置がとられる際に、税制の面からいへば、どちらかといへばほんとに特殊な事情によつて設けられたという制度は、こういう機会に廃止する方が、税制全般についての合理性といふものを貫いて全体のバランスをとれるのではなからうか、かように申し上げたわけでございまして。なお、今後にあたつて、おっしゃるやうにわれわれも十分検討をした上で、提案の運びにいたしたいと、かように考へております。

○野澤勝君 この意見は、いつの当局

でも同じことなんです。私は一つあなたに申し上げておきたい。予約をする人が少数だといひますが、これは供出農家は米が、飯米農家でも供出農家でも、米が一つの金融機関になつてゐるのです。この点の勘どころをあなたは承知しておらぬと思ひます。これは決して供出農家はかりではないです。農業協同組合といつても、完全に供出農家でなければ金を貸さないです。さもないければ、役員の保証がなければだめなんです。仕方がないから、自分の飯米でも一時充つて金融に充てるのもあるのです。ですから、

決して米価とか、供出とかいふ問題は、供出農家のみに限るといふ意見だけじゃないのです。それほど今日農家経済は非常に苦しい生活をしてゐる。そういう点については十分検討反省し、売り渡し申し込みの農家が少なくなつてきたといふようなことを、表から見ただけでなく、裏の点から認識された。

それと、いま一つは、先ほど来私は申しておたのですが、この特例をなせ出さなければならなかつたかといふ事情です。その点を一つ再検討されたい。もし、この特例を出すこと自体無理なんだ、税法からいふと問題があるというなら、そのときから今日まで続けてきたのは、農家農民の事情を判断してのことである。あなたの理論からいふと、それでよろしい。ですから、そのときに出さなければならなかつた事情といふものがあるわけなんです。そういう点。これ以上は言ひませんが、十分主要農産物の価格政策において納得できない。この点、早急に解決するようにされたい。供出をさせるにも、価格の点におきましては、これは不平があつて不満があるけれども、この特例の問題あるいは加算金の問題であるとか、あるいは早場米奨励金の問題であるとか、そういうようなところ

で操作してきたわけなんです。これらの諸点を総合的に御承知になつて、今後特例を考へてほしいのです。私は、この特例がいいといふののじゃないです。農民が生産に期待を持てるような施策を、総合的に農林当局と十分検討願ひたい。これを申し上げたい。このお答へについては、最後に政務

次官から決意のほどをお聞きするのでございます。

それから、専従家族の控除の問題については、私はきょう初めて聞いたのでございますが、これはけっこうなことだと思ふのです。これも長い間全日本農民組合が叫んできたことなんです。専従家族の控除というところにつきましては、労働階級におきましても専従家族は控除されている。いわば農民の専従家族も、これは控除されてしかるべきものだ。これを今まではおかぶりでこられたのですが、今回専従家族の問題について控除する措置がとられるということが、はつきりあなたから言われましたので、この点一つの進歩だと思ふ。私も、いいことをやればけっこうだと言ひし、間違つた不平等の政治については、これは大いに反省を要する。そういう意味で、当局においてはただ現われた面だけではないで、総合的に今後取り組んでいただきたいということを申し上げて、政務次官の御所見を一つ最後に伺ひたい。私に質問は打ち切りたいと思ひます。

○政府委員(田中茂穂君) 先ほど来、野溝先生から、きわめて農家の苦痛に対するいろいろな問題からお話し申されまして、特に米穀についての所得税の臨時特例に対しまして御意見があったわけでございますが、これも一つは、苦しい農家を少しでも助けて上げようという一つの恩典であるわけでございます。税局長が申しましたように、白色申告の問題もいろいろ検討しているわけでございます。とにかく、大蔵省といった

しましても、農家と他の国民との所得差を少しでも縮めていくような方途をやはり講じなければならぬという考え方を私も持つております。そういう意味で、今後とも農林省とも十分打ち合わせ、検討いたしまして、これらの問題につきましては善処して参りたい、かように考えております。

○野溝勝君 これは、私、政務次官の御答弁で、大いに努力願う。非常にけっこうです。

一つ、村山主税局長に申し上げておきますが、先ほど来、農家の所得税が非常に低くなつたというのですが、税金というものは、所得税も地方税も税金に違ひないのです。一体、固定資産税を引き上げたり、義務教育費などという困庫で負担すべきものをほとんど地方税でまかなつてゐるのです。全部とは言わぬけれども、農村が大部分なんです。大蔵当局は所得税の点からのみ見てゐるけれども、きょうは所得税の問題が中心だから、ここで論議の中心になるのはあたりまえだけれども、農家経済には所得地方税総合的に検討されるべきである。たとえば県町村あたりでは、人件費の次には土木費、教育費。この義務教育のために、どれくらい農民の大多数が苦痛をなめてゐるか。特にこれは農民ばかりではございませんが、そういうありさまで、さらに固定資産税が引き上げられたら、不動産業や土地ブローカーはもうけるけれども、農家は、土地は売りもつたカッパみたくなるのだから、そういう点に対していかに地方農民が苦しんでゐるかという点も考え合わせ、いろいろと検討しないと、これは

とんでもない不平等な、不公平な政治になると思ふのですが、こういう点に對してはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(村山達雄君) 今の義務教育費の問題と地方の負担区分の問題は、所管外でございますので……固定資産税の問題でございますが、これは税制調査会でも非常に問題になり、ちやうど事業税と同じような意味で、租税体系として一体どういふふうに理解すべきか。並びに、現実の負担に所得の種別によって影響を及ぼしてゐるかというところが、真剣に討論になつたわけでございます。で、おっしゃるように、農業につきましては、その主たる生産手段である土地、あるいは家屋の大部分が自己持ちであるという関係で、固定資産税がかかつて参る。さらに、営業等につきましても、やはり給与所得者等と違ひまして、固定資産税がかかつてくる。しかし、農業につきましては、一方において事業税がからなないという問題がある。それから、給与所得との比較におきましては、把握の問題がございまして、給与についてはほとんど百パーセント課税されてゐる。固定資産税、あるいは事業税、所得税、それぞれの問題をめぐりまして、総合負担という観点から、各種の所得の間のバランスの現状がどうであるか、それが税制的にどれだけの意味を持つつか、今後の税制をどういふふうにして考えていくべきかという点は、おっしゃる通り、非常に大きな問題でございます。

で、政府の調査会におきましても、これらの根本的問題は、どの国でも大体似たり寄つたりのことをやつてゐるわけではありますけれども、なおわが国として、はたして現在の情勢にマッチした税制であるかということについては、慎重な検討を要するといふことで、この根本的な検討は来年に譲つてゐる。かような問題でございます。ただ、今年いろいろ検討いたしましたのは、各種の所得間において、現行の上で、それぞれどういふ要因によつて重くなる要素があり、軽くなる要素があるか。その是非の判断は別といたしまして、現行の税制の違い、それから執行面での違い、それぞれの要因をあげまして、一応そういう要因別には検討は過ぎました。これを今後税制的にどう組み合わせていくかということが残る問題であります。われわれとしては、今後その点を慎重に検討し、できるだけ早い機会に妥協な結論を出したい、かように考えております。

○野溝勝君 これは意見ですが、先ほど政務次官から真剣な御答弁がありまして、ただ答弁技術だけでなくて、一つとくと、大蔵大臣その他関係事務当局を勧告して、ただいまお答えになつたような方針を極力軌道に乗せるように、総合的に研究されるようにお願いいたします。

○政府委員(田中茂穂君) 先ほど来、野溝先生から、きわめて農家の苦痛に対するいろいろな問題からお話し申されまして、特に米穀についての所得税の臨時特例に対しまして御意見があったわけでございますが、これも一つは、苦しい農家を少しでも助けて上げようという一つの恩典であるわけでございます。税局長が申しましたように、白色申告の問題もいろいろ検討しているわけでございます。とにかく、大蔵省といった

とんでもない不平等な、不公平な政治になると思ふのですが、こういう点に對してはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(村山達雄君) 今の義務教育費の問題と地方の負担区分の問題は、所管外でございますので……固定資産税の問題でございますが、これは税制調査会でも非常に問題になり、ちやうど事業税と同じような意味で、租税体系として一体どういふふう

○天田勝正君 野溝さんからいろいろ聞かれましたから、私は一点だけ何とおきます。

今年産米の所要経費を引いた所得部分が幾らになるか。どなたでもよろしい、農林当局でもよろしい。

○政府委員(村山達雄君) これは、実は毎年今ごろから全国の税務署の集計、国税局の集計をとりまして、国税庁で検討してゐるだらうと思ひます。おっしゃる点は、米でございますか。ことし幾らになるかという問題でございます。もししたら、これは一つ国税庁の方から聞いていただくを得ないと思ひます。

○天田勝正君 なぜ私がそういう聞き方をするかといへば、今野溝さんも言われたように、われわれは一万二千四百円を要求しておるけれども、供出米価といふものはいつもそれより引き下がつたもので要求してゐる。それが、要するに所得補償方式による要求なんです。ところが、この米価さえも要求通りになつてゐないけれども、なつていないことを今ここで議論しても始まらぬから、政府の計算による買入れ一石幾らというのがきまつた以上は、その中で所要経費といふものはそれだけ引いて、だから、所得部分に該当するものは幾らに見えているか。先に見なければ、あれは計算はできないです。だから、これからの国税庁の調べでなくて、当初の見込みがあるはずで、それを聞いておる。農林当局、どうですか。

○政府委員(村山達雄君) 所得率は、ことしのやつは幾らかということば、先ほど申し上げましたように、国税庁の方からお聞きとり願わなければわか

は大体生産費を基礎にいたしておる。その生産費の中にある労賃分を都市均衡労賃と置かえるということによつて、ある程度の所得の補償を「補償」といふが、所得の均衡を實現しようといふ計算で出しているものでございまして、そのうち所得部分は幾らだといふように、こういうようには米価

の内容といたしましては正確に語り出しておられます。

○天田勝正君　どうも、これしきのこととは一言で済むと思つたのが、えらい長くなつてしまつて、皆さんに迷惑をかける結果になるが、これはおかしいと思う。話が、全然聞いていないことばかり答えている。米価決定のときに、そんな今説明されたような経過をたどつておられない。私どもが一萬二千四百円を通算するつては、反当たり肥料が幾らかかつて、農薬が幾らかかつて、何に幾らかかつて、あるいは

米を出すために俵が幾らかかって、みんなそういう計算をして、それで应当たりの全国平均をするならば二石四斗なり二石四斗三升なりというものをを出して、そうしてそれで割って一石当たりというものをを出している。米価審議会も同様にを出している。政府の諮問もそういう形で諮問している。ちっとも私は無理な意地の悪い質問をしておらない。ですから、今の話は、基本米

師のそれに対して時期別格差というものを加えたものが、平均すれば一万四百五円になる。それを基礎にして何に課税するのですか。そういうものに課税はできないですから、課税されないところに幾ら減免するのだなと云う。でも、ちつとも出てこないですよ。だから、それでなくて、要するに

手間に相当する部分にだけしか課税はできないのです。所要経費は所得にしない。だから、私どもは私どもとして計算しておるし、農業団体は農業団体で計算しておる。手間は幾らだということはお出しおるから、政府が見ておるところのその手間に該当する部分はこの米価のうち幾らですか、そうすればなんぼ減免されたというのが明瞭に出る、これを聞いておるのですから……

しかも、委員長、私はもし答へがでないといふと困ると思ふのだ。次に食糧特別会計の問題もすぐ出ます。私はこれを過ぎないといふつもりを持っておらない。だけれども、このくらしいのこと、答へができるようなあらかじめ用意をしてくださるわけなければ、問題にならないじゃないですか。幾らものに対して幾らかかるのだということらしいのことは、当然質問が出るよ。

○政府委員(村山達雄君) はつきり実務的に申し上げた方があるいはおわかりやすいかと思ひますが、米の場合ですが、これは保有米と供出米では、おのずから石当りの売り上げの見方が違うわけがございます。これは今の非課税部分がございまして、売り渡しものにつきます。たとえば、はつきり申し上げますと、三等米価で、これは実際はその地域で平均的の等級がどこに來るかによつて違ひますが、かりに三等平均だといひますが、保有米については、これは保有米が幾らだといふことがわかりますから、それについては九千七百九十四円で収入を見ますと、こういうことですね。それから、実際のあれを計算する場合には、

すべて九千七百九十四円。すなわち、今の時期別格差、申し込み加算金、この分を除いたもの、それから包装代、それを除いたもので収入を見まして、それから経費はそれぞれ地域によつて違ひます。先ほど申し上げたように、おそらくは所得率は全国今でも六五程度でないかと思ひますが、かりに収入をその見まして、六五くらいかりに所得が出たとする。そういたしますと、保有米に關する限りそれでいいわけですが、米に關する限り平均千円といふものがほかに非課税になつておりますから、出ました所得から石当たり千円を引いて課税標準を計算するといふことでございまして。今おっしゃつていふことが、

そういう作業をするわけでありまして、その六五といふところのお話であるのか、あるいは今の非課税部分はどうして計算するといふお話であるのか、その辺がちょっと不明なものですから、実務として實際やつていふことを申し上げまして、御参考に供した次第です。

○天田勝正君 いつまでも際限がありませんから、私、要望しておく。さつきから願を見ておると、与党の各位も無理はないといふ顔をしておりますから。私はただ、こういう場合にはね、当然出る質問なんですから。私がなぜこの質問をするかといふと、さつきも野溝委員も言われたように、所得税については今まで話が出た通りであるし、農村全体を見たところで、今日一割五分くらいは農家しか課税はされてない、所得税だけを見ると、ところが、地方税になりますと、多くは総所得にかかつてきておるわけですよ。これは

富裕層でない限りは、みんなそうなんですよ。であるから、飯米であつてもなくとも、それは多少の課税総額は違つてくるが、やはり全部、自分が食べようといふと、所得と見られる、こういうことで、きつめて重要なんです。それから、農民は簡単でありますから、一石出せば石当たり幾らの所得があるといふなら、そのうちから千四百円引かれるのだから幾らしか課税されないといふ話をするのが、一番簡単です。供出をしない、食へていふ部分だけについては、これは幾らとみなされて、税金はかからないけれども地方税はかかる、というふうに親切に教えるといふことも、行政及び政治の一つの道であらうと思つております。

ですから、これ以上言いませんから、少なくとも、こういう食糧の問題が出たり、米穀の問題が出たりするときに、そのくらしい用意はして來てもらいたい。要望いたしておきます。

○委員長(杉山昌作君) ほかに御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(杉山昌作君) 御異議ないと認めます。
これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——別に御発言もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(杉山昌作君) 御異議ないものと認めます。
これより採決に入ります。昭和三十

五年産米穀についての所得税の臨時特例に關する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の御挙手を願ひます。
〔賛成者挙手〕
○委員長(杉山昌作君) 全会一致でございます。よつて、本案は全会一致で可決して原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましましては、先例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(杉山昌作君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(杉山昌作君) 次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案を議題に供します。
御質疑のある方は御発言を願ひます。
○野溝勝君 主計局からどなたかお見えになつておりますか。
○委員長(杉山昌作君) 主計局次長が見えております。
○野溝勝君 これは毎年といひますか、毎年同じような議論ですが、一つお伺ひしたいことは、いつでも、政府が赤字を出してまでも農民の食糧を高く買ふといふ必要はないのじゃないか、一休米を高く買ふからいかにいふうふうな印象を与える宣伝が盛んに行なわれていふのです。あれは大蔵省から発表するのですか。農林省はそんなことはやらぬと思ひますが、何か意図があるのですか。ああいうことを宣伝されるのは、大蔵省から出た記事だといふのですが。

○政府委員(佐藤一郎君) お答えいたします。ただいまのお話、私もさういふあれがはつきりあるといふことも承知いたしております。まあ新聞なんかでもいろいろと議論はございまして、さういふ特定の意図で議論しているといふふうに見受けられるものもないように思つております。

○野溝勝君 私がさういふ意見を出すのは、財政投融資——今度は名前が變つて公共投融資となるかどうかは知りませんが、さういふ政府資金なりの投融資については黙つてゐるのだな。あまりやかましく言わない。百八十億前後の食糧会計の問題になると、いつもこれを出すのです。おかしいのだな。農民に何か恩を売つてゐるような、保護政策の頂点に達してゐるのか、ごとき印象を与えてゐる。これは主計局次長は記憶はないといひますけれども、必ずあなたの方から放送されてゐるに違ひない。一体、この問題も、先ほどの私の質問と関連があるのですから、それでは農民から正しい価格で買ひ入れてゐるか。それならば、私はそんな政策なんか必要ないと思ひますが、私は他に問題があると思ひます。この点については主計局といひますか。

○政府委員(佐藤一郎君) お答えいたします。まあ米を適正な値段で買つておるかどうかといふことは、非常にむずかしい問題だと存じます。そのために特に米価審議会も設けられてございまして、政府内部においてそれを決定いたしますときも、いろいろな角度からそれを検討いたしました結果、まあ適正であるといふことで毎年きまつ

てくるわけでございます。もちろん、内部的、個々的にはいろいろ議論があるとは思いますが、一応政府として決定いたしましたものは適正な価格であるということで、食糧制度の運営が行なわれておるものと考えております。

○野瀧勝君 食糧法をこらん願つておりますと思うのですが、生産費を償う価格で買上げるということになっておるのです。ところが、米価審議会では、生産費を償う価格という点で相当問題が起こつておることは御承知だと思ひます。農民団体、特に全日本農民組合、農協あたりからも、いろいろ意見が出ておるのです。いつも混乱が起こつておるわけですから、その間の事情というものは、よく主計局でもわかつておるわけなんです。

その問題の焦点は、物価と価格形成の問題です。今度バリエーティ計算から労賃評価という点に改まったのですが、その労賃評価のよりどころ、取り上げ方、そこに問題があつて、非常に意見の対立があるわけがあります。ここに問題があつて、それが未決であるという点に十分考えを及ぼすならば、私は、この食糧の赤字ということが農民のために高く買つておるといふような印象を与へることは、非常にまずいことなんだと思ひます。特に主計局といつたしましては、いかにも百姓に恩を売つてやるような印象を与へるような考え方は、改めて、この際一つ正當な評価をする価格にきめるように、農林当局とよく相談をして、今の早場米奨励金であるとか、時期別格差の金であるとか、加算金であるとか、あるいは臨時特例であるとかいふようなものは、いっそこ

の際に整理をして、その一点にしぼつてやるのが、税制上から見ても、あるいは食糧制度から見ても、解決をすると思ひますが、いかがでございますか。

○政府委員(佐藤一郎君) お話にありますが、私も、いわゆる各種の奨励金と申しますか、そういうものがあるのが、現在非常に難多に多くございまして、こういうものにつきましては、農林省とともども、私も、そういう多種多様な奨励金があるというところは本来の姿ではなからうというふうに考へております。できるものであるならば、できるだけすっきりした形にだんだんと直して参りたい。一度で無理でありまして、そういう方向で運営していきたく、こういう考へは持つております。

○野瀧勝君 一体、奨励金という名前が悪い。今申した通り、生産費を償う価格で買上げるということがちゃんと食糧法にうたつてあるのですから、その生産費を償うというこの点が解決されないのですから、それが解決できぬので、ほかの方を奨励金ということでは、これは百姓をごまかすことなす。だから、一般の消費者階級から見ると、食糧会計で、二重米価で、どうも政府は損をしておる、ほかにまた奨励金というよりいろいろな制度もあつて、いかにも農民の保護政策をやつておるような印象を与へる。これが私には何か深い陰謀がありやせぬかと思ひます。問題は、今申したように、農民の諸君から生産費を償うという一つの案が出ておるわけなんですから、その案に取り組んでまじめに解決するように努力すれば、私はすべての

問題がすらすらといくと思ひます。どうもこれが解決をしないといふ点に對して、真剣に取り組むといふことにならなければ、ただ派生的な奨励金とかいふような問題のみを整理するといふ考へ方は、これは大きな誤りである、こう思ひます。そういう点で、私の聞かんとする点を一つお答え願ひたい。

もつと具体的に申すならば、生産費を償うというその価格政策について、農林当局と十分話して結論を出すように努力するといふ気持があるかないか。私は、真剣にこれは大蔵当局は取り組むべき問題であると思ひます。そのたびごとに、食糧法、特別会計の問題で、マスコミばかり利用して、変な印象を与えることは非常にまずいと思ひます。この点に對する御見解を一つお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(佐藤一郎君) お答え申し上げます。野瀧先生のおっしゃつた……。

○野瀧勝君 私は、大臣の政治的答弁よりは、ここにそつとる局長諸君が来ております。大蔵当局の各関係者が来ておられるのですから、問題の焦点を解決するように真剣に乗り出してもらへば、エポックだと思ひます。そういう意味で一つ、ただ政治的答弁という気持じゃなく、あなたの方の決意なり希望なりを一つお伺ひしたい。

○政府委員(佐藤一郎君) ただいまお話のございましたように、食糧管理法におきまして、いわゆる「生産費及物価」その他ノ経済事情ヲ参酌シ米穀ノ再生産ノ確保スルコトヲ旨トシテ一定めるといふ規定があるわけでございます。私たちは、もちろんこの食糧法の規定

の上に立つて、毎年米価の決定について議論をいたしておるつもりでございます。もう釈迦に説法でございますが、多年問題になつておりました。いわゆる生産費並びに所得の補償というところにきまして、昨年においては特にその問題を重視いたしまして、そうして可能な限りそういう要素を織り込んで参らうという気持で、実は農林省等とも相談をいたしたつもりでございます。

まあ、ただ問題は、日本のようなああいう企業的でない経営でございますからして、米価の算定にあたりまして、その生産費が、適正な生産費がどういふものであるかといふことの算定には非常にむずかしい問題が数々ございまして、議論が分かれるところであることは御存じのようなわけであります。なおまた、生産費と同時に価格でございますからして、生産者の立場と同じに消費者の立場というものも十分考慮せられなくてはならない。そういう意味において、食糧法にも、ただいまここに説き上げましたように、物価事情その他の経済事情を参酌するという趣旨が書かれておるものと思つております。そういう問題になりますと、なお一そう問題は複雑になつて参るわけでありまして、野瀧先生のおっしゃいましたように、何といつても、食糧法の建前は再生産を確保するということにございまして、私どもも努めて生産費の要素といふものを重視するといふ気持であることは変わりはないと、こつとる気持でやっております。

○野瀧勝君 ここには政務次官もおられるのでございまして、よく聞いて下さつておると思ひますが、私ども全日本農民組合にまあ関係を持つておるものでございまして、特に食糧法の制度の問題につきましては、(一)現行食糧管理法はあくまでも堅持すること。(二)食糧管理特別会計の赤字は一般会計負担として、赤字解消のため生産者米価の切り下げや、消費者米価の引き上げはおこなないこと。(三)三十六年度米の生産者算米価は、合理的な生産費および所得補償方式によつて算定すること。これを十一月の十二日に総理大臣あてに要請書を出しておるわけでございます。毎年この食糧制度がいつも問題になつて、結局、食糧事情が変わつてきたのだから、米穀の、米の統制を撤廃して自由にしようといふような一つの動きを出されておるようにも聞いておるのでございますけれども、私どもは統制が目的ではないのでございまして。あくまでも、やはり食糧法の条文に規定されておりますごとく、生産者の地位、この安定を私は第一義にねらつておるのであります。また考へておるのであります。

特に、現在におきましては食糧事情がたとへばいいといたしまして、国際関係が変わつてくればどういふことになるのか。あるいは、さもなくとも、またどんな不慮の災害が起ころぬとも限らぬのです。船舶の沈没することもあるし、事故が起ることもある。国内的には不作が続いて、全く収穫の上に目も当てられないような事情が起ることとも予想しなければならぬと思ひます。特に私は、食生活がどう変わらして、農民の現状には周知の事柄から勘案すると、うっかり米の統制撤廃なんといふことをやつて、もしそ

七

うした事態が起こった場合においては、責任をどうするのか。戦争前においてはすらも、やはり政府におきましては備蓄米、貯蓄米をやつてきたのであります。先ほど申した通り、四、五百万石というものを毎年やつてきたのです。こういうような事情をよく考える、うっかり農民に失望を与えて、とんでもない、取り返しつかないようなことになったのでは、それは大きな問題になりますので、特に食糧制度の問題につきましても、そういう意味で十分私は考えていかなければならぬと思ふ。

特に、赤字補てんがあるいは百八十億あるとか、盛んにその点ばかりが宣伝されておりますけれども、財政投融資が、五千九百四十六億から今度は発展いたしまして、九千何百億にならんとするような状態じゃないですか。そういうような方面に莫大の金を使うのなら、われわれの国民生活の安定をするような食糧の問題については、私はそんなにえらい政府の諸君が青くなったり赤くなったりするような必要は毛頭ないと思ふのです。こういうような点について、一つあなた方は総合的に考えて、どういうふうに考えておられるのか。経済事情がよくなったという、そのさっきの見方は、統制を解いてもいいのじゃないかというように考え方があるのでございますか。それをつつお伺いしたい。これは事務当局に……。

は経済全体の考え方問題でございすからして、いわゆる自由経済ということの建前から、こういう情勢下において統制を撤廃せよという議論も、もちろん現にございすし、成り立ち得るものと思ひます。しかし、国民の相当部分を占める農民の問題でありますからして、私もこれをそういう単純なものの方で処理するということとは適當でない、この処理については十分慎重を期す必要がある、こういうふうに考えております。

野澤勝君 最後に政務次官の御所見を聞いて、私は打ち切ります。

政府委員(田中茂穂君) 米の生産量の増加に伴ひまして、食糧管理制度を廃止するのじゃないかという御懸念の御意見のようでございす。先般農林大臣も言明されておられますように、今のところ全然統制を撤廃する意思はないという事を言明されておられますし、また私も大蔵省といたしまして、そのような考え方は持つておりませんし、また私も今日まで何も聞いておりません。この問題はきわめて農政の根本的な問題であらうかと存じておりますので、今のところ、御懸念になるような食糧管理制度を撤廃する、廃止するという事はないと私は考えておりますし、またそのようなことのないように私も努力をいたしたい、かように考えております。

天田勝正君 もう一言です。一言で答へれば終わります。

食糧会計は単に米穀だけ扱つてゐるのではないのですが、今回の提案理由は、買入れ予定数量は三千四百萬石から四千萬石になった、これに対応するためだと、こういうことなん

です。ですから、どうしても米の価格の問題になります。それで、米の生産費を償ふ、こういうまあ食糧管理法の規定からいたしますと、生産費というものは、通常、ほかの工業生産費でも同様であります。資材費、あるいは人件費、諸がかりに至るまで加えたものを、要するに生産費といふのです。ですから、さつき質問したことに戻りますけれども、さっきの質問がわからなければ、その政府のきめた今年米価、この九千七百九十四円という内訳を、一つこの際明らかにしてもらいたい。そうすれば、ちゃんと所得が幾らで、資材費は何に幾らというのがわかりますから、それだけ答えていただく。石当たりでも反当たりでもよろしい。

説明員(家治清一君) お答え申し上げます。先ほどちよつと申し上げましたように、平均反当生産費を統計調査部の調査に基づきましてとりまして、その評価がえを自家労賃等について行なつております。それでとりまして平均反当生産費は、これは内容的に申しますと、やはり一番大きいのは自分の自家労賃、それからその中に雇用の部分の労賃もございす。そういう部分部分が、反当の年生産費で申しますと、これは三カ年平均してあります……。

天田勝正君 そんなことはない。今年米価がきまつておりますから、それで答へて下さい。

説明員(家治清一君) それを基礎といたしまして、平均生産費をとつて申し上げておるのでございす。その平均生産費を申し上げますと、その労賃金が相当というか、大きい部分を占

めておりまして、それが年生産費では一万六千六百二円となつております。それから、そのほかには副生産物の価格の控除がありますが、なおそれに加へまして資本利子、それから地代、租税、公租公課、そういうものをそれに加へまして、反当生産費を計算いたしました。先ほど申し上げました反当でいいますと、今申し上げたのをいれまして二万三千三百九十二円、こういうふうに相なつております。これが基礎になります。それを労賃の評価がえ等を行ないましたその結果として、先ほど申し上げました九千七百九十四円の基準の価格が出たのでございす。

天田勝正君 どうも話がおかしなつてしまつて……。だって、二万三千三百九十二円からどうして九千七百九十四円になるのですか。どういう数字ですか、これは。

説明員(家治清一君) お答えが否足らずで申し上げてございせんでした。が、今申し上げましたのは反当生産費でございまして、これを平均の反収で割つております。その反収は平均で二石九斗一升でございすので、これで除しまして得た答えでございす。

天田勝正君 いまだかつて日本の米の生産費に反当たり二石九斗を見込んだものはありません。何か間違ひでしやう。

説明員(家治清一君) この反収は米販売農家についての調査でございす。それからなお、これも申し上げてございせんが、先ほど二石九斗一升と申し上げましたが、これは平均反収でございまして、これを除します際に、これを用います際には標準偏差を差し

引きまして、それで出ました答えは二石三斗四升、この二石三斗四升で除したわけでございます。

天田勝正君 その内訳を教へて下さい。今年度について、今年度金が足りなくなつたのだから……。

説明員(家治清一君) 恐縮でございす。ちよつと聞き漏らしました……。

天田勝正君 食糧の問題を議論したり、米価の問題を議論するの、こういうことがすぐ答へられないような不勉強じゃ困るのです。きょう僕はこのことは質問しなくてもいいと思つたのだけれども、ちよつとやつたら、どこもこもつかえて、手間がかかる。これじゃ困りますから、今後委員長から大いに注意しておいて下さい。答へないものは質問してもしうがありませんから、やめておきます。

委員長(杉山昌作君) 政府委員の方に申し上げますが、議事の都合もありまして、今の天田君の質問について、の答弁は二応これで留保しておきます。あなたの方で、これまでの質問をよく御検討の上、しかるべき答弁を次の機会にでもするよう、一つおはかりを願ひます。

ほかに御発言もなければ、これで質疑は終了したものとして御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

委員長(杉山昌作君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。食糧管理特別会計法の一部改正する法律案を議題といたします。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○野溝勝君 原案には賛成するのですけれども、一言述べて賛成したいと思ひます。

この食糧特別会計の適用を受けるものは米だけではないのでございまして、イモから麦からえさから、みな適用を受けるわけになっております。特に政府におきましては、麦価格の引き下げやら、最近カンショ、大豆のいわば貿易の自由化による農民の損失、負担は莫大なものがございます。さらに、飼料需給安定の問題でございますが、一体政府は飼料の需給政策をどうやっておるか。畜産農家を初めまたに不満の声があることは御承知だと思ひます。聞くところによると、トンネル会社を作つて莫大な利益を得ているというところも聞いております。きょうは時間がないので非常に残念でございますが、これらの点について質問はいたしませんけれども、ただいま委員長からもお話がありましたごとく、これらに對する一切の資料、特に私は飼料需給政策、カンショ取り扱ひ等に対する輸入飼料の動き、これらに對する資料を次期の国会に一つ出してもらひたい。

○委員長(杉山昌作君) ほかに御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(杉山昌作君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(杉山昌作君) 全会一致でございまして、本案は全会一致で可決いたしました。

なお、諸般の手續等につきましては、先例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(杉山昌作君) 御異議ないものと認め、さう決定いたしました。

○委員長(杉山昌作君) 次に、國際開發協會への加盟に伴う措置に關する法律案、日本開發銀行法の一部を改正する法律案、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案、以上四案を一括議題といたします。

質疑のある方は、順次、御発言を願ひます。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(杉山昌作君) 速記をつけて下さい。

御質疑のある方は、順次、御発言を願ひます。

○木村禎八郎君 大蔵大臣に質問いたしますが、今審議されております開發銀行とか輸出入銀行、あるいは産業投資特別会計等、財政投融資に關する法律案が出ていますので、そこで、この各法律案に共通する問題として、財政投融資といふものが、ここで、原資の面から、あるいは運用の面からいつても、非常に困難な状態に直面しているわけですね。いわゆる曲がりかどに來ている。そこで、今後所得倍増あるいは九割高度成長政策をとつていく場合に、公共投資といふものが非常に

にまあふえてくるわけです。予想されるわけですね。そういう場合に、今後財政投融資の役割はかなり重要になってくると思ひますが、そういう際に、財政投融資が、原資の面から、運用の面から、非常に、まあ金利の面も含めて、矛盾に直面している。そこで、この矛盾をどういうふうに打開していくかとして、この点を質問したいわけですね。

それで、まず原資の面から伺います。三十六年度の原資はどのくらいの見通しであるか。で、財政投融資の原資は、御承知のように、資金源は産業投資特別会計、あるいは郵貯、厚生年金ですね、そういうもの、今度は國民年金も入つて参ります。その他公營債とか、あるいは一般会計からの出資等からなっているわけですが、大体三十六年度の原資をどのくらいに見積もつておられるか、まずこの点からお伺ひしたい。

○國務大臣(水田三喜男君) 今、来年度の原資がどのくらい見積もれるか、まだ作業中で、確定した数字ではございませんが、今のところ、大体六千八百億円前後見込めるといふふうに思つております。各原資別の数字は、理財局長から御説明いたさせます。

○木村禎八郎君 それじゃ、時間がございせんか、あるいは郵貯、厚生年金等伺ひます。

今、大蔵大臣が、大体六千八百億くらいある。本年度は五千九百四十一億であります。そのほかにまだ一億

れは一般会計からの出資を除いたものと思われませんか。そのほかに、一般会計からの出資、あるいは公營債の増

額、あるいはさらにまた、政府の手持ちの、運用部手持ちの長期債とか、あるいは期限の来る金融債、そういうものをあげれば、まだそこに財源があると思ひます。しかし、今言われた六千八百億くらい、これは確保できずか。

たとへば、その中でも國民年金はどのくらいに見積もつておられますか。

○國務大臣(水田三喜男君) 一応三百億円くらいに見積もつております。

○木村禎八郎君 國民年金は、大體厚生省の見積もりでは三百九十億ですね。大體そうですね。そうしますと、非常に内輪に見えているわけですね、そこで、三百億となると。

また、それから郵便貯金の方はどうですか、あるいは簡保です。これは御承知のように、本年度三十五年度の計画で、かなりこれを無理してというんですか、かなりよけいに見積もつてあるわけですね。従つて、今後この伸びを見ることは、多くの伸びを見ることは困難じゃないかと思ひますが、その点はどうですか。

○政府委員(西原直康君) 郵便貯金につきましては、来年度一億四千四百五十億というふうな見込みのところ見積もつております。御承知のように、本年度当初の計画は千三百億でございまして、最近までの情勢から見まして、おおむね本年度においても千四百五十億くらいは郵便貯金増加を期待し得るのではないかと、いふふうに見積もられておるわけでございます。そういうふうなことから、来年度一億四千四百五十億というふうに見積もつております。それから簡保、年金の方は、御承知のように、これは積立金のものでありまして、本年度は大體今

のところ、当初千五百五十億でございましたが、最近の情勢で千八百九十億までこれを見積もることになりましたわけでありまして。来年度はこれを千三百五十億というふうに見積もつておりますが、これはもう過去の簡保のつまり契約から積み立てが出てくるわけでございますので、この方は大體この程度に確實に積み立てができるというふう

に考えられるわけでございます。

○木村禎八郎君 大蔵大臣に伺います。この財政投融資の要求額は非常に、一兆円をこえる要求額が出ておりますが、先ほど申しました一般会計からの出資もかなりやらなければならぬと思ひますが、一般会計からの出資はどのくらい見ておられるんですか。

○國務大臣(水田三喜男君) 今の六千八百五十億というふうな見込みの中には、一般会計の出資は全然見ておりません。これをどのくらいにするかは、来年度の予算編成とからんできめる問題で、まだ確定しておりません。

○木村禎八郎君 それが非常にあとで質問しなければならぬ問題になつてくるのですが、そのほかに大蔵省は、要求が多い結果として、運用部手持ちの長期債とか、あるいは本年中に期限の来る金融債、長期債は四百四十億、金融債は百七十億、そういうものを活用するといふ意思はおありですか。

○政府委員(西原直康君) 長期債

長期の國債といたしましては、今お話ございましたように、約四百四十億現在持っておりますが、ただいま大臣から御説明申し上げました来年度の六千八百五十億という原資の見込みの中には、そういうものの売却ということとは

九

一応考えておりません。これはもちろん、いろいろ今後の金融財政の情勢というのを考えなければならぬ問題であらうと思うのでありますが、まだ現在のところではそういうものは考えておりません。

○木村福八郎君 それから、公債債の増額はどのくらいになっておりますか。

○政府委員(西原直廣君) 三十五年度の公債借入金金は千五百億でございますが、この六千八百五十億という数字の中には千二百億、大体八十五億円の増加というふうに見ております。

○木村福八郎君 それは借りかえも含んでいられるんですか。

○政府委員(西原直廣君) 一応千二百億というのは、はっきりいたしておりませんが、借りかえ分を含んでいられるものであります。借りかえ額は来年度は百四億の予定であります。

○木村福八郎君 そうしますと、私は非常に財源難に陥るのじゃないかと思ふんです。で、さつきも質問申しましたように、今後公共投資がたゞさん出てくる。それから、このあとでこれはまた質問するのですが、たとえば輸入銀行とか、開発銀行とか、あるいは農林漁業金融公庫でも、そういうところの経理面から見ても、だんだんこの政府出資みたいなものを多くしないと、そこで低利に運用できないでしょう。そこで、政府出資というものはだんだん大きくなっていかざるを得ないと思ふんです。どうして。そういうことから見て、原資について、これまでのような原資の調達のある方で、一休いいのかどうか。今後私は思い切った対策を講じなければ、原資の面で

行き詰まってくるのではないかと。それはいろいろな対策が考えられると思ひますが、大蔵省はこういう点について考えておられるか。たとえば、時間ございませぬから、私の方から一応その点について触れて、御答弁を要求します。

一つは、産投の公債の問題、これはいい悪いは別として、産投の公債の問題も起こってくると思ひます。公債の問題、あるいは民間資金の活用という問題が起つてきます。民間資金の活用、あるいはまた、いろいろ言われれておりますが、たとえば補助金の活用、補助金というものは割るべきものか、あるいはまた、これは電源開発とか、その他道路港湾等につきましては、この受益者負担的なものに考えるべきじゃないか、受益者負担的に。これは所得増進計画の小委員会でもいろいろ御意見が出たと思ひます。そうすれば、ずいぶん財源が浮いてくると思ひます。大企業のための道路港湾あるいは電力の開発の場合、受益者負担をもっと考えるべきじゃないか。産業のコストとしてもっと考えるべきじゃないか。そうすると、そこに財源がもつと浮いてくる。そうしなれば、もうこの財政投融資による産業開発というものは行き詰まってくる、原資の面から。で、この点について伺つておきたい。

○国務大臣(水田三喜男君) お話の通りに、産業投融資会計の原資が非常に窮乏になってきておられますので、この原資をふやす適当な方法も考えますが、私どもはやはり、従来財政にたよつておつた産業資金をできるだけ民間の資金に切りかえていくという方法をとること、それからまた電力資金の

融資の資金源、それから長期計画をする場合、今までの考え方では私はいけないのじゃないかと思ひます。でも、もう行き詰まってきたと思ひます。ですから、いろいろな方法を私今しようとなりてあげたのですけれども、最近聞くところによりますと、私はその内容がよくわからないのですが、オーブ型の公社債投資信託というものが計画されていられると聞かれています。これも一つの民間資金の活用方法じゃないかと思ひますが、こういうこともあると思ひます。

しかし、時間もありませんから、次の運用面について伺ひたいのですが、特に資金運用部の運用の問題なんです。これが今非常なジレンマに陥つていられると思ひます。御承知のように、資金運用部では、ことに郵便貯金につきては、御承知のように、郵貯の特別会計の方に赤字補てんをしなければならぬでしよう。資金運用部で、赤字補てんするだけが、結局、ほかのたとえば国民年金保険とかその他出資している方、預託している方の利回りを低くしているわけです。かぶつていられるわけです。そこで、やはり自主運営という問題がそこらに起つてくるわけですから、この点をどういふふうに考えられますか。この点を解決しなければ、私は資金運用部の統合運用に対する反対はますます強まってくると思ひます。この点、大蔵大臣、これを、非常に重要な問題だと思ひます。どうかどういふふうにお考えですか。

○政府委員(西原直廣君) 今御指摘の点は非常に、一番肝心な点でございます。して、その点を、お話のように厚生年金とか、その他いろいろな点から、非常に何といひますか、不当な扱いじゃないかというふうな御指摘を受けておるのであります。こういう点につきましては、資金運用部資金審議会でもいろいろ御検討いただきまして、特にあの審議会の中に民間の学識経験者の方が五人おられますので、この五人の方にお願ひいたしまして、役所とかなかさういふふうなものを離れた本当の中立的な観点から、公平な御意見を出していただきたいということをお願いいたしまして、数回にわたつて非常に御熱心に御審議いただきました結果、ただいまの点につきましては、資金運用部としても、独立採算と申しますが、そのコストを割つてよそに運用するとか何とかいうことはしてはいけません、それから各抜つていられる郵便貯金あるいは厚生年金、将来取ることになる国民年金、こういったようなものに対しては平等にやはり利益を返すべきだ、こういったのが基本的な線として御意見が出たわけでございます。従いまして、資金運用部資金審議会の御意見といたしましては、資金運用部としては今後郵便貯金に対する赤字繰り入れというふうなことをやめた方がよいのじゃないか、そうして資金運用部でできた利益は平等に返すべきだ、こういう御意見でございます。それで、これは御承知のように、郵便貯金に対しては資金運用部からも従来赤字繰り入れをいたしておられますが、同時に、昔から一般会計から繰り入れという点もやつていた。そういう点で、資金運用部からの赤字繰り入れというふうなことはやめた方がよい、こういう御意見でございますが、われわれは中心しましては、いろいろの御意見を中心

つゝ答へ願ひたいと思ひます。

今回の輸出入銀行の改正法の理由を
見ますと、この資金不足を補てんする
ため云々と書いてありますが、この中
身を見ますと、このまま推移するなら
は赤字になるというのか、そうであ
らば、需要が増大したから今回の改正を

しなければならぬというのか、これをまづはつきりしてもらいたい。

○政府委員(石野信一君) 事務的なことですから、私からお答えします。資金量が足りない面がございます。それが全体をカバーしたというのが理由でございます。と同時に、出資による余裕は経理の内容という面から赤字にならないように、こういう面を持つてゐるわけでございます。従いまして、両方の理由があるということでございます。

○天田勝正君 次に、当初計画によりまして資金量と貸付量、貸付額、これは幾らになり、今度の改正によつて資金量をふやすことによつて、それがどう変わるかということ、簡単にお願いします。

○政府委員(石野信一君) 当初の計画が七百二十億の貸付計画が、最近の実績を基礎にいたしまして、見込みが八百五十億、従つて百三十億ふえることに相なります。

○天田勝正君 時間がありませんから……私は、それなら、この間資料でいただいているのです。そうでないのです、私の聞いておりますのは、資金量といものは、資本金にプラス借入金プラス準備金だと思ふ。それが、私の計算ならば、千三百四十四億なんだから、これは表によつて明らかであります。それで、この貸付は、またそれに見合うものが計画としてはあるわけですね。計画として、三十五年度。それで、今度の何でそれがどう変わるかというのを聞いています。

○政府委員(石野信一君) むしろ割合で申し上げた方がよろしいかと思ひますが、三十四年度九百六十六億程度の

総額の中で、資本金が四六・四％、借入金金が四八・一％、それが三十五年度の今度のあれを入れての見込みでございますが、千四百三十億程度の金の中で、資本金が五百八十三億、四六・四％が四〇・九に減るわけですね。借入金の比率の方は五五・二に相なります。

○天田勝正君 またさっきのように、別の数字を持ち込まれて、こつちは困るのです。政府の予算書の計画を見たら、そういう数字じゃないですよ。資本金が四百五十八億で、借入金金は七百八十八億——千二百四十六億、これは端数がありますから四十七億になる。それで、貸し倒れ準備金、それから普通の法定の準備、こういうもので五十六億なんですよ。ですから、千三百四十四億なんだというわけですね。それから、そういう別のことを言われては、とても時間がかかつて困るんだが、結局そうならば、今度どう変わつて、それに対しては、単に資本金が上がるだけじゃなくて、ここにもこの間の資料で見込んでおられますように、五億というものは、これは償還金額がやはりふえてきています、この資料では、ですから、そういうものもあるから、全体として貸付の可能額は幾らになるかというのを聞いています、果敢率で。

○政府委員(石野信一君) ちょっと御質問がしつかりつかめませんでしたけれども、それと、借入金の限度額と、それから借り入れは幾らできるかという差額ですか。

○天田勝正君 差額じゃないのだ。全体の当初の計画表が出ていますので、予算書のうしろの方に、公社も何もすべて、それを引いてきただけで、資本金は四百五十八億でしよう

が、今度の説明でもそうなっている。それで、百二十五億ですか、ふやすという事になつてゐる。

○政府委員(石野信一君) それで五百八十三億になるわけですね。

○天田勝正君 それだから、そういうふうに資本金も変わつてくるでしよう。それに資金量というものは、借入金もあるし、準備金もあるでしよう。それで、その中で議論していただければ、私は手間はかかるから、それはやめたい。そうでなく、果敢する資金提供可能額というものは幾らになるか、こゝろ言つてゐる。今度の計画、今年の計画だけでなく……

○政府委員(石野信一君) 提供可能額とおっしゃる意味はどういう意味か、つかみかねるのですが……

○天田勝正君 それでは、別の機会にまた……

○政府委員(石野信一君) 何でしたら、あとで資料を持って伺ひまして御説明いたします。

○天田勝正君 その年度々々の計画だけでしょう、こゝろいう資料で出てゐるのは、まあ時間がありませんから、この際やめよう。

それでは、別の観点で質問します。一、日本銀行の輸出入金に見合う外国の例、言うなれば、世銀ではどのくらい貸してあるのか、あるいはワシントン輸出銀行ではどのくらい貸してあるのか、その利率を教えてください。

○政府委員(石野信一君) 海外の中長期の輸出入金融の最近の金利のお尋ねだと思ひますが、これは必ずしも明白に把握できない面もございますが、ワ

シントンの輸出入金銀行は五分七厘五毛、西独の輸出金融会社は五分五厘から五分七厘五毛程度、それからイギリスの輸出信用保証局は五分五厘程度、世界銀行の金利が最近は五分七厘五毛に相なつております。

○天田勝正君 そういたしますと、日本輸出銀行は、輸出に關する限りは、これは四％ですか。輸入は平均すると四・五。そうして今現在の輸出入銀行の輸出入、投資と、こゝろ分けますと、輸入金融と投資金融というものは、総額千三百三十九億の中には、全部合わせても二百三十億ぐらいですから、これは問題にならない。従つて、輸出だけを私この際例を引いてみたいと思ふのですが、こゝろいろいろな輸出金融の品目が並べてありますけれども、今プラント輸出の一番大きいのは船舶で、六〇％、間違ひありませんね。船舶だけでも六〇％、間違ひないですね。

それならば、外貨の金利よりもこゝろ安いです。そうして市中銀行の金利から見れば、大体半分。こゝろいうことになりまして、これは輸出でありますから、結局影響を受けるのは外国の需要者ということになりますね。間違ひないですね。そうすると、国内の需要者といふものは著しく不利になる。船舶を例にとりますと、二十五年耐用ぐらゐになれば、ずっと同じ金利で続けると、これは想定にすぎないけれども、四分の差だけでも船舶は倍になりますね。結局、これは輸出銀行で、輸出をふやすということが目的なんであるけれども、外国もまたそういう目的だけれども、度が過ぎると、結局外国を利して日本の需要者を不利に陥れる、

こゝろいう結果になると思ふのですが、どうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 現にそういう問題が造船に出ておまして、この矛盾をどうするかという事について、今私どもがいろいろ対策について検討してゐるところでございます。

○天田勝正君 それは、私が、時間がないから船舶を申し上げたのであつて、たとえば電気機械なんかも、今後進国へ輸出しておりますけれども、それがたちまち大衆の電気料金となつてはね返つてくる場合に、後進国において電気料金を高くとるか知らないか、これは別の話なんです。資本家の方がもうけをちまうかどうか知らぬけれども、日本の場合は、電気料金もこゝろ議論されますから、結局資本家ももうけるというわけにいかないが、大衆の負担というものが、いやが応でもふえていく、こゝろいうふうに外国とした場合になる。それで、どうして輸出金融があまりに外国資本家を助けるという結果になつておるといふことは、これは明らかであつて、いまさら検討するといふのはおかしいので、政府内部でも検討されておると思ふのですけれども、この点が今度の改正や何かにはならないのはどういふわけですか。

○政府委員(石野信一君) ただいまのお尋ねに対して、ちよつと事務的に先ほどの御説明を補足させていただきます。と思ひますが、日本の輸出金融が通常四％である点は御指摘の通りであります。これはしかし、市中の金融と協調融資する関係で、大体今のところ五分程度でやつております。そこで、輸出の延べ払い金融というものは、こ

する法律案（予備審査のための付託は十二月十二日）

これは各国が、先ほど来申しますように、五分七厘五毛程度でやつておりますので、プラント輸出を増進するという意味では、それとバランスをとって、輸出増進という見地からはやはりそれとのバランスをとって考えなければならぬ。それで若干の引き上げというのを私は考えて、そういうふうには努力したいと考えておるわけでございますが、御指摘のような筋道は、確かにあつたような問題がございます。これは結局、そういう意味で輸出を増進していくというものの必要と、それから国内の経済と海外の経済の競争関係というふうな関係で、どちらに重点を置くかというふうな問題でございますが、その点につきましては、やはり国内の金利をできるだけ引き下げて、それから国内の金利を少なくする方向に努力する。金利のことは、これは急激に変更するということとはなかなか弊害が多いのでございまして、方向としてはだんだん国内の金利を引き下げる。そうしてまた、こういう関係の金利が低過ぎる場合には、できるだけ上げて、御指摘のような金利の問題が弊害が少なくなるように、だんだん努力をして参るべき筋合いだと思ひます。

○天田勝正君 委員長の方からさつきから注意が来ておりますので、最後に、そういう事務的なお話、数字は今の五分程度なんでおつしたけれども、私の計算では四分八厘なのだけれども、そういうこまかいことを言っていたら際限がございせんから、やめておきます。

問題は、大臣が内閣の方針として、ここに矛盾が出てきておるのを、それをどう処置されるのか。輸入及び投資

の方だけは上げようとするけれども、輸出は手放ししておくのか。手放ししておかないとすれば、いつまでにこれを直すのか。それから、局長の方からは、いや、国内の金利の方をこれを是正するのだという話があつたのですけれども、内閣の方針としてはそれではその方は是正はいつやるのか、これを何つて私は質問をやめたいと思ひます。

○天田勝正君 いつまでに。○国務大臣（水田三喜男君） これは時期はつきり言へませんが、そう遠からぬ間にそれをしたいと、私どもは思つております。

○天田勝正君 国内の金利はどうですか。○木村福八郎君 ちよつと、さっきの御答弁を確認しておきたい。さっきの財政投融資の資金源の将来における確保の方法として、公債発行の問題を質問したのですが、大蔵大臣の御答弁は、三十六年度中においては金利をだんだん下げたり、低金利政策をとる、そのほか公債発行ができるような環境を整備して、そうして三十七年度においては公債発行を考へるというお話のように受け取れたのですが、つまり、三十六年度中は公債発行の条件を整へる年である、三十六年度に地ならしをしておいて三十七年度に公債発行を考へる、こういうふうな理解したんですけれども、そういうことなのか。

○国務大臣（水田三喜男君） 地ならしをして三十七年度に発行するといふわけではございせんが、いずれにしろ、将来そういう問題が考えられるときにおきましても、今の金融情勢から見まして、やはり国際金利にさや寄せするやうな、金利水準を少し下げるといふ仕事の方がまだ先だと、私もとしては思ひます。これをやつた結果、また個々の財政投融資の原資の問題にしましても、民間から公募する額はどうなつてゐるかといふやうないろいろな変化も出て参りますので、そういうものを見てから先に行つてきめる問題であつて、今考へていないと言つたものであります。

○委員長（杉山昌作君） この際、委員諸君に御了承をいただきたいと思ひますが、本日は、さらに質疑を続けまして、採決に至る予定でありましたけれども、都合によりましてこの程度で本日は散会し、そのかわり明日は正十時から始めまして、本会議開会前に本日予定したものの採決に至るやうに取り運びたいと思ひます。そういう趣旨で、どうぞ御協力をお願いいたします。本日はこれにて散会いたします。午後三時五十四分散会

十二月二十日本委員会に左の案件を付託された。
一、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は十二月十日）
一、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は十二月十二日）
一、日本輸出入銀行法の一部を改正

昭和三十五年十二月二十六日印刷

昭和三十五年十二月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局